

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 25 日

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市条例第 22 号

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例

藤沢市都市公園条例（昭和 35 年藤沢市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

下土棚遊水地公園	多目的スポーツ広場
----------	-----------

別表第 7 八部公園の項野球場の項、秋葉台公園の項球技場の項、桐原公園の項野球場の項、辻堂南部公園の項野球場の項及び引地川親水公園の項球技場の項中

「

小学生 中学生

」を「

中学生 以下

」に改め、同表に次のように加える。

下土棚遊水地公園	多目的スポーツ広場	中学生以下	1 時間	3 0 0 円			
		一般	1 時間	6 0 0 円			

別表第 7 備考中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 この表において「中学生以下」とは、中学生以下の者及び成年者の代表者、引率者又は同行者により構成された団体をいう。

別表第 7 備考中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

1 この表において貸切使用とは、第 11 条第 3 項及び第 4 項の規定による登録を受けたものによる使用をいう。

別表第 8 中「

小学生 中学生

」を「

中学生 以下

」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

この表において「中学生以下」とは、中学生以下の者及び成年者の代表者、引率者又は同行者により構成された団体をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び別表第7に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。